

## 平成24年度第2回魅力ある農業・農山村づくり検討委員会 議事録

1 日時 平成25年2月13日(水) 14時～15時40分

2 場所 埼玉教育会館

3 出席者

(1) 委員

島田恵司・青木隆人・高野茂代・高橋優子・中村みゆき・中山健太郎・平井一男

(2) 県

高山次郎(農林部長)・篠崎豊(農業ビジネス支援課長)・寺西智(農村整備課長)

(3) 事務局

(農業ビジネス支援課) 黒澤副課長・熊谷主幹・小野寺主査・角田主事

(農村整備課) 大岡副課長・森主幹・齊藤主査

4 傍聴者 なし

5 主催 埼玉県

6 概要

(1) 開 会 司会：黒澤副課長

(2) あいさつ

ア 高山農林部長

イ 島田会長

(3) 議 題

魅力ある農業・農山村づくり検討委員会設置要綱に基づき、島田会長が議長に就任した。

ア 中山間地域等直接支払制度の中間年評価について

○ 中山間地域等直接支払制度の概要及び中間年評価について篠崎農業ビジネス支援課長から説明。

○ 質疑等

・島田会長 資料1の14ページに示されたのが県評価の案ですが、そこに至るまでに、多くの説明をいただきました。よくわからなかったところなどがありましたら、最初にご発言をお願いしたいと思います。または意見でも結構でございます。

・青木委員 資料1の2ページにある高齢化率・耕作放棄地率はどういった場合に該当するのか。

・農業ビジネス支援課長 国勢調査と農業センサスの数値を用いて、集落ごとに計算しまして、一定の要件を満たしますと、その集落に急傾斜や緩傾斜がなくても、資料1の1ページに示した地域で取組が行われれば、この交付金の対象になります。具体的には、高齢化率は65歳以上の人口が35%以上で、かつ耕作放棄地率が20%以上であると該当します。  
なお、県内の15ヘクタールは、鳩山町とときがわ町の2町で2集落協定、1個別協定の3協定が対象になっています。

・島田会長 急傾斜があれば、そちらの要件で該当するということですね。

・高橋委員 参考資料1の4ページで、中山間地域等直接支払制度は中山間地域において5年以上農業を続けることを約束した農業者に交付され、

水路の保全管理活動も対象になると思いますが、水路が長い場合はどのように交付金を算定しているのですか。

- ・ 農業ビジネス支援課長 中山間地域等直接支払制度はあくまで農地の面積に対して支払うものです。水路は支払いの対象になっていません。
- ・ 高橋委員 課題として見えてくるのが、評価案にもある、新たな担い手の確保だと思います。この制度と新規就農者に年間150万円が交付される補助金との組み合わせは行われているのですか。
- ・ 農業ビジネス支援課長 今お話しがあったのは、「青年就農給付金」といいまして平成24年度から始まったもので、地域の農地や農業生産をどうしていくのかという「人・農地プラン」で位置づけられた新規就農者に対して支払うものです。もし、中山間地域等直接支払制度を行っている地区で、「人・農地プラン」で位置づけられた新規就農者がいれば、交付対象になります。
- ・ 高橋委員 縦割りで、制度がバラバラのように感じる。新規就農者に150万円が7年間支払われるので、中山間地域においては、担い手の確保を図る上でこの制度とドッキングして進め、担い手を確保する仕組みづくりをしていくことが大事であると思う。  
また、担い手がいなくなり、農村文化を維持することも、難しくなっている。どうやって中山間地域で人に住んでもらうか。  
3. 11以降、若い人は就職難であり、農業も1つの選択肢に入っている。若い人が田舎に住みやすいための条件整備をすることが担い手を確保する上で重要だと思う。
- ・ 島田会長 おそらく担い手の確保をどうしていくべきかが、今後、評価の焦点になってくるものと思います。他に質問はありますか。
- ・ 中山委員 質問ですけど、資料1の6～8ページの円グラフの評価の部分ですけど、集落の方が自己評価したものを市町村が評価して、それを取りまとめたものですね。
- ・ 農業ビジネス支援課長 はい。
- ・ 平井委員 質問になりますが、参考資料1の6ページを見ると、交付単価は、田、畑、草地、採草放牧地といろいろとあるが、資料1の2ページを見ると田と畑だけであるのはどうしてか。
- ・ 農業ビジネス支援課長 埼玉県で交付を受けているのが、田と畑だけのためです。
- ・ 島田会長 資料1の3ページですが、取組の推移で、3期対策になり協定面積が急激に増加しています。この原因を県はどう分析しているのですか。

- ・ 農業ビジネス支援課長      1期対策及び2期対策は、制度の周知により徐々に増加したものと考えています。3期対策については、要件が緩和され、集落段階で取り組みやすくなったことにより急激に増加したと考えています。
- ・ 島田会長      対象地域は過疎法などにより指定されている地域と県が指定している地域があると思いますが、埼玉県はどちらが多いのですか。
- ・ 農業ビジネス支援課長      ほとんどが法指定です。旧村単位で指定してあります。
- ・ 島田会長      さきほど、農村文化の伝承のお話がありましたが、どういう意味なのでしょう。
- ・ 高橋委員      日本は農業を基盤として発展してきました。それに伴い、地域の文化があり、お祭りを行ってきました。現在、それができなくなっている。続いてきたことには意味があり、この中山間地域等直接支払制度で農村文化を継承していくことを対象にさせていただくと良いのではと思ったのです。
- ・ 島田会長      他にいかがでしょうか。
- ・ 青木委員      資料1の1ページを見ると秩父地域が中心になっています。地元の市町村に聞くと中山間地域等直接支払制度は良い制度と云っています。ただ、心配することは制度が無くなった後と云っております。実際に、秩父は急傾斜地が多く、1戸当たりの面積も小規模で、機械も入りづらく、新たな担い手の確保は厳しい状況です。  
この制度があつて農地の管理が維持されています。新たに行っていくのであれば特産品だと思います。今、秩父では、かぼす、ルバーブ、わらびなどの特産品づくりが行われています。それには、農産物加工施設と連携して、地域で生産したものを引き取って加工品にして販売するようなシステムができれば何とかできると思う。今の状態で生産していくのでは、小規模の集まりですから、担い手と言っても難しいと思う。何か新たな特産品ができれば、担い手が出てくる可能性があると思います。
- ・ 中山委員      今、お話を聞くと、農商工連携、6次産業化とか、いろいろありますので、この案件でそこまで包括的に行っていくと他の施策との関連もあるので難しいと考えます。逆に、いろいろな補助金をサポート、アドバイスしてくれる事業があると良いと思います。さきほどの農村文化は多面的機能を増進する活動にどこまで含まれるかということですね。
- ・ 高橋委員      担い手を確保する上で、農家の収入の安定が第一条件で、どうやって農家の収入を増やしていくのかということで、実際に私が

携わっている小川町の集落では農地・水保全管理支払交付金を受けてほとんど水路保全管理活動に使っている。その30ヘクタールの農地で生産される米、麦、大豆を全量提携販売している。

作る前から全量買い取り、価格が決まっている。農家が生産する前から、収入がよめ、生活が安定する。そうすると若い人も来やすい。今、買う人と作る人の真ん中の人材が必要であるけど、人材がいない。生産現場と消費地がすごく離れているので、なかなか理解できない。真ん中の人材が必要で、人材を育成することが重要である。中山間地域の条件の悪い所でも、逆にそれを逆手にとって仕組みを作らないと担い手確保は難しい。

- ・ 中 村 委 員 生協も、産地と消費地の離れたギャップをどう埋めようかという事で日々考えている。産地の方と話すと、多くの消費者がかかわれる部分を作っていないと生産が続いていけないと思う。
- ・ 農業ビジネス支援課長 農商工連携、6次産業化の中で、地域の収入を増やしていくことが重要であると考えている。県としても、6次産業化、農家自らが加工して販売して収入を増やすことや、農商工連携で、産地と実需者を結びつけていくことに取り組んでおります。地域の活性化、農家所得の向上の面から、今後も取り組んでいきたいと考えています。
- ・ 島 田 会 長 マーネージメントの能力を1つの地域だけで確保するのは難しいので、県の役割は大きいと思います。  
農村文化の伝承についてはどうですか。
- ・ 農業ビジネス支援課長 参考資料1の7ページにありますように、現在の中山間地域等直接支払制度で考えている多面的機能を増進する活動は、国土保全機能、保健休養機能、自然生態系の保全でありますので、さきほどお話しがあった農村文化の伝承については現在の制度では考えていないのかなと思われます。また、それについて、今、国では来年度に1年をかけて多面的機能をどうするのかと検討していると聞いておりますので、その中で農村文化の伝承が含まれればと思いますが、現状の制度では農村文化の伝承は対象となっていないというのが実態かなと思われます。
- ・ 島 田 会 長 これは市町村においても苦勞しているところで、補助金を出すと宗教上の問題もあり、違憲支出になりかねません。多くのところでは伝統芸能を文化事業に位置づけて維持していくことで精一杯です。このままいくとお祭り自体を維持していくことも難しいと思います。何か方法があるといいですね。他に御意見がありますか。資料1の14ページにあります県評価案をご覧ください、いかがでしょうか。
- ・ 高 橋 委 員 私是一般の消費者として言うのですが、このような評価は税

金を使っているので一般の人が読んだ時にわかりやすくすることが重要であると思うので、数値を入れることはできないでしょうか。要するに、去年と比べてこう良くなったとか。

- ・ 農業ビジネス支援課長 比較になる数値がありません。中間年評価でしか市町村評価をしていないため、対象となる数値がありません。2期対策の時の評価はあるのでその数値は使えますが、現在の3期対策の78協定の前の評価はないのです。
- ・ 高橋委員 例えば、耕作放棄地解消面積をいれるとか、できないでしょうか。普通の人の方がわかりやすく、説得力のある文章にしなければならぬと思います。
- ・ 島田会長 確かに。耕作放棄の抑制と謳っているのに必ずしも進んでないと言えるのですから。数値ではどうか。
- ・ 農業ビジネス支援課長 それは、可能な限り、数値を入れる方向で検討します。協定別の耕作放棄地面積は数値がありませんが、市町村別の耕作放棄地状況は数値がありますので、検討していきたいと思います。
- ・ 島田会長 この制度が切れたら、終わりとしないためにも、説明責任をより果たした方がよいと思います。実際に横瀬町の寺坂集落を拝見させていただいて、荒れていた所がきれいになったのを見れば効果があると分かるのですが、全ての人に見ていただくわけにもいきませんので。他に意見、いかがでしょうか。
- ・ 平井委員 質問ですけど、資料1の10ページの小鹿野町の鳥獣害対策の共同実施面積はどれくらいでしょうか。
- ・ 農業ビジネス支援課長 集落協定面積は約1.2ヘクタールです。
- ・ 島田会長 集落で協定を結んで行うわけですから、自分のところだけでなく、近隣の人たちと話し合って防護柵を設置するという意味では、話し合うきっかけにはなりますね。
- ・ 中山委員 地区で必要とされているものにお金を使えることが、この制度の良さですね。
- ・ 島田会長 集落協定を結んでいるところは、もともとコミュニティがしっかりしているところですよ。できるだけ宣伝していただいてもっと取り組んでもらえるように。
- ・ 農業ビジネス支援課長 まだまだ他の県に比べると実施面積が少ないので、普及啓発をしていきたいと思っています。

- ・島田会長      そろそろまとめに入りたいと思います。県評価の3つの事項にはできるだけ数字を入れていただくということ以外に何かありますか。
- ・高野委員      資料1の10ページに鳥獣害対策の共同実施とありますが、良い効果があったものはもっと宣伝することが必要では。ハナモモを出荷していますが、鹿にやられてたいへんなんです。個人での対策は限られているので、こういう方法もあるという提案でも良いと思う。
- ・島田会長      確かに、10ページの鳥獣害対策の共同実施の事例は、11ページや12ページの事例より、自分たちでもやってみようと思える事例です。
- ・高橋委員      中間年評価は良い効果も出ているので、良い事例も評価案に書けないですか。もう少し、抽象的でなく具体的に書けないですか。
- ・中山委員      もともとこれを書くためのデータが抽象的であるので、具体的なものにならないのでは。
- ・島田会長      1番目に評価して、2番目に反省点があって、3番目に総括的に取組をして欲しいことを記載しています。1番目の評価の部分についてはもう少し記載していただけたらと思います。
- ・農業ビジネス支援課長      わかりました。国への評価の報告には他にも書き込む所もありますので、記載していきます。
- ・島田会長      それでは、中山間地域等直接支払制度の中間年評価はこれで終わりにします。

#### イ 平成24年度農地・保全管理支払交付金の交付状況

- 平成24年度農地・保全管理支払交付金の交付状況について寺西農村整備課長から説明。
- 質疑等
  - ・高橋委員      中山間地域等直接支払と農地・保全管理支払は合わせて実施することができるのか。
  - ・農村整備課長      7月に現地を見ていただいた横瀬町の寺坂地区では農地が3.7ヘクタールしかありません。基準単価4,400円をかけて総額で12万円しかもらえません。農地・保全管理支払は低平地でまとまった水田を有する地域で多く実施されており、それぞれ制度の違いで、地域の特性に合った利用をしてもらっています。

- ・島田会長 埼玉県は純粹なる農業県ではなく都市化地域を含む農村部というイメージがあります。都市住民には農村に対する意識がやや薄いような気がします。何か特徴のある事例はあるでしょうか。
  - ・農村整備課長 本庄市の小和瀬地区では耕作放棄地の解消で表彰され、全国農業会議所会長賞を受賞しました。地区のリーダーの呼び掛けにより学生を始め多くの人が集まり良好なコミュニティーが形成されています。さらに進んで地域のために何をなすべきかという雰囲気が盛り上がり、圃場整備の計画まで持ち上がりました。
  - ・島田会長 活動組織の構成員は集落内に住む人だけに限定されるのですか。
  - ・農村整備課長 基本は地区内に住む住民を主としての構成ですが、地区外に住んでいる人も、主旨に賛同して活動に参加することはできます。
  - ・島田会長 交付金を受け取るための事務手続きが複雑で地元の負担となっていることはあるでしょうか。
  - ・農村整備課長 確かに補助金をいただくということから各種書類の作成が多く困難であるとの声が地元にはありますが、国のほうで考慮していただき、書類の簡素化など、改善されつつあります。
  - ・島田会長 他にいかがでしょうか。ないようでしたら、時間になりましたので、終了したいと思います。
- 議事が全て終了し、島田会長が離任。

(4) 閉会 司会：黒澤副課長